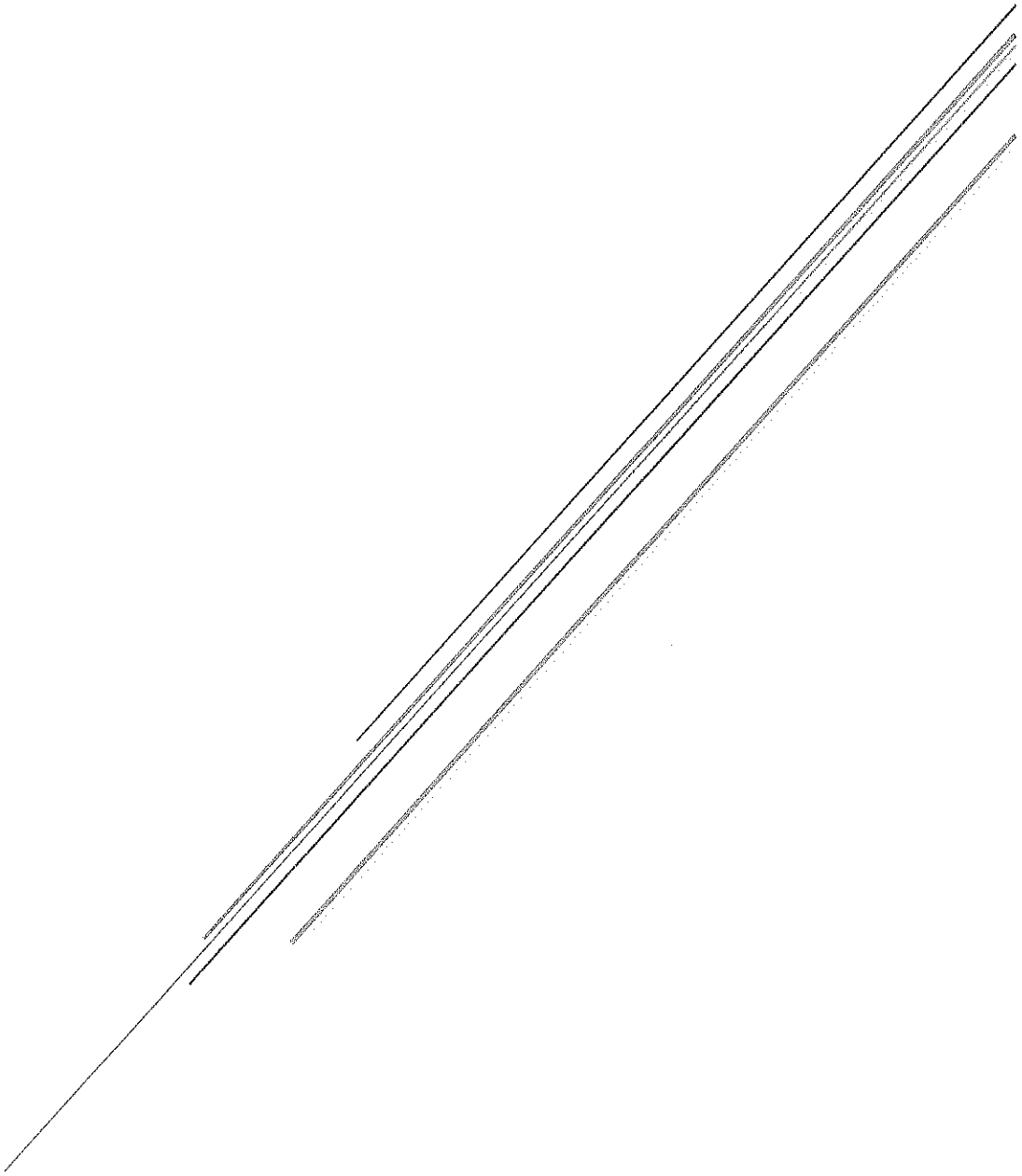
運営規程



社会医療法人社団　堀ノ内病院

看護小規模多機能型居宅介護　あい

◇◆目次◆◇

１．　第１条　(事業の目的)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２Ｐ
２．　第２条　(運営の方針)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２Ｐ
３．　第３条　(事業所の名称等)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２Ｐ
４．　第４条　(従業者の職種、員数及び職務内容)・・・・・・・・・・・・・・・・２Ｐ
５．　第５条　(営業日及び営業時間)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２Ｐ
６．　第６条　(登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員)・・・・３Ｐ
７．　第７条　(事業の内容)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３Ｐ
８．　第８条　(利用料その他の費用の額)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３Ｐ
９．　第９条　(通常の事業の実施地域)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３Ｐ
１０．第１０条　(サービス利用に当たっての留意事項)・・・・・・・・・・・・・・３Ｐ
１１．第１１条　(緊急時等における対応方法)・・・・・・・・・・・・・・・・・・３Ｐ
１２．第１２条　(苦情処理・ハラスメント)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４Ｐ
１３．第１３条　(事故発生時の対応)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４Ｐ
１４．第１４条　(個人情報の保護)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４Ｐ
１５．第１５条　(記録の整備)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４Ｐ
１６．第１６条　(非常災害対策)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４Ｐ
１７．第１７条　(衛生管理等)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５Ｐ
１８．第１８条　(虐待の防止のための措置に関する事項)・・・・・・・・・・・・・５Ｐ
１９．第１９条　(身体的拘束等)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５Ｐ
２０．第２０条　(地域との連携など)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５Ｐ
２１．第２１条　(業務継続計画の策定等)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５Ｐ
２２．第２２条　(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)・・・・・・・・６Ｐ
２３．第２３条　(その他運営に関する重要事項)・・・・・・・・・・・・・・・・・６Ｐ

社会医療法人社団　堀ノ内病院
看護小規模多機能型居宅介護　あい　運営規程

（事業の目的）
第１条　社会医療法人社団堀ノ内病院（以下「事業者」という。）が開設する看護小規模多機能型居宅介護　あい（以下「事業所」という。）が行う看護小規模多機能型居宅介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員、介護職員又は看護職員（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある利用者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）
第２条　事業の提供に当たっては、要介護者状態となった場合においても、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、事業所への通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせてサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するものとする。また、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
２　事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）
第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
（１）名称　　看護小規模多機能型居宅介護　あい
（２）所在地　　埼玉県新座市堀ノ内二丁目９番３１号

（従業者の職種、員数及び職務内容）
第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
（１）管理者　　１名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
（２）介護支援専門員　　１名以上
介護支援専門員は、居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成、法定代理受領の要件である事業の利用に関する市町村への届出の代行等を行う。
（３）介護従事者　　６名以上
介護職員は、サービスの提供に当たる。
（４）看護職員　　２．５名以上（常勤換算）
訪問看護ステーションみどりとの業務連携により、訪問看護の指定を併せて受け、看多機の事業と同一の事業所において一体的に運営している場合、看護職員の基準を満たしているとものとみなされる。
看護職員は、医師の指示が位置づけられた看護計画に基づき、看護サービスの提供を行うとともに、利用者の健康状態を把握し、主治医や協力医療機関との連携を行う。また、居宅を訪問して療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。

（営業日及び営業時間）
第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
（１）営業日　　３６５日
（２）営業時間
通いサービス　　７：００～２０：２０
宿泊サービス　　２０：２０～７：００

訪問サービス　　２４時間

（登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員）

第６条　事業所の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員は次のとおりとする。

（１）登録定員　　２９名

（２）通い定員　　１８名

（３）宿泊定員　　９名

（事業の内容）

第７条　事業の内容は次のとおりとする。

（１）通いサービス

事業所において、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。

（２）宿泊サービス

事業所に宿泊する利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。

事業所の介護支援専門員が登録者への事業の提供に支障がないと認めた場合で、かつ、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急性を認めた場合に、利用者の状態や家族等の事情により７日以内で事業の提供を行う。なお、利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内で事業の提供を行う。

（３）訪問サービス

利用者の居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。

（利用料その他の費用の額）

第８条　事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

２　次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から、往復２㎞まで１００円、以後１ｋｍ増えるごとに５０円を徴収する。

３　食費は、朝食代４６０円、昼食代７００円（おやつ代込）、夕食代６００円を徴収する。生活保護受給者は、昼食代４６０円（おやつ代込）、夕食代４６０円を徴収する。

４　宿泊費は、３，０００円/日を徴収する。生活保護受給者は、８２０円/日を徴収する。

５　おむつ代は、実費徴収とする。

６　日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

７　前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を文書で得ることとする。

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、新座市とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条　利用者は事業の提供を受ける際には、次の事項に留意する。

（１）気分が悪くなった時は速やかに申し出る。

（２）共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

（３）時間に遅れた場合は、送迎サービスを受けられない場合がある。

（緊急時等における対応方法）

第11条　従業者は、事業の提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治の医師又は事業所が定めた協力医療機関に連絡し、受診する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

２　前項の従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。

（苦情・ハラスメント処理）

第12条　事業者は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用者及びその家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するため、苦情・ハラスメントの相談を受けるための窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善　処置、利用者及びその家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じるものとする。

2　事業者は、 提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に関し、市町村から行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は、当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3　事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。
事業所者は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4　事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、 前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

（事故発生時の対応）

第13条　事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに関係市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅サービス事業者に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じるものとする。

2　事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。

3　事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により当該利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、当該利用者に対してその損害を賠償する。

4　事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（個人情報の保護）

第14条　事業者は、利用者及びその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2　事業者は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

（記録の整備）

第15条　事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。
事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

（非常災害対策）

第16条　事業者は、非常災害に関する、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者（防火管理についての責任者を含む。）を定め、非常災害に備えるため、年２回定期的に避難・救出訓練等を行う。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

2　事業者が浸水想定区域に所在する場合は、浸水被害の発生に備え、水防法に基づく避難確保等の必要な措置を講ずる。

3　事業者が土砂災害警戒区域に所在する場合は、土砂災害の発生に備え、土砂災害対応マニュアルの策定、避難訓練の実施等必要な処置を講ずる。

（衛生管理等）
第17条　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は使用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずる。
2　事業者は、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
（1）　事業者は、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
（2）　事業者は、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
（3）　事業者は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（虐待の防止のための措置に関する事項）
第18条　事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。
（1）　虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を年1回定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
（2）　虐待の防止のための指針を整備する。
（3）　従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施する。
（4）　上記（1）から（3）までを適切に実施するための担当者を置く。
2　事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体的拘束等）
第19条　事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を全て満たすこと）を記録するものとする。
2　事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
（1）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
（2）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
（3）　従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（地域との連携など）
第20条　事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。
2　事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、指定看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
3　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

（業務継続計画の策定等）
第21条　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）

を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
3　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等）
第 22 条　事業者は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するものとする。

（その他運営に関する重要事項）
第 23 条　事業者は、全ての看護小規模多機能型居宅介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
（１）採用時研修　　採用後１か月以内
（２）継続研修　　年１回以上
2　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
4　事業者は、適切な看護小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
5　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人社団堀ノ内病院理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則
この規程は、令和５年５月１日から施行する。
令和７年４月１日より一部改正実施する。
令和８年４月１日より一部改正実施する。